# 障害者関係団体から示された著作権関係要望事項\*1

#### 1. 視覚障害者等関係の要望

### (1) 著作権法(以下「法」という。)第37条第3項の受益者の対象範囲の拡大

- 現在、法第37条第3項の受益者は、「視覚障害者その他視覚による表現の認識 に障害のある者」とされているが、これを拡大し、例えば以下のような者を含める こと。
  - ・上肢障害やALSなどにより読書に必要な動作が困難な者等、障害により表現の認識が困難な者
    - ※なお、知的障害者、精神障害者、聴覚障害者などについても権利制限の対象としてほ しい旨の要望があった。この点、法第37条第3項は障害種を問わず視覚による表現 の認識に障害がある者を対象としており、これらの者についても同項の対象となりう るものと考えられる。

### (2) 法第37条第3項で権利制限対象となる支分権の拡大

- 現在、法第37条第3項で権利制限の対象となる支分権は複製権及び自動公衆送信権(送信可能化権を含む。)とされているが、これを拡大し、例えば以下の行為も、専ら視覚障害者等の用に供するため(受信者を障害者に限定した上で)権利者の許諾無く行えるようにすること。(詳細は別紙参照)
  - ①TV番組について、解説音声を作成し、当該音声のみをCS放送により視覚 障害者等である視聴者に向けて放送すること。
  - ②TV番組について、解説音声を作成し、映像に当該解説音声を付して複製し、 当該解説音声付映像をCS放送又はIPTV等により視覚障害者等である視 聴者に放送又は自動公衆送信すること。
  - ③図書館等が行うメールサービスによりアクセシブルな図書 (DAISY図書等)のデータを、視覚障害者等に対して送信すること。

<sup>\*1</sup> 本資料は、第2回法制・基本問題小委員会における障害者放送協議会提出資料(資料2-1)及び日本盲人会連合提出資料(資料2-2)を基に整理したものである。なお、整理に当たっては、内容の不明瞭な部分の明確化を図る観点等から、両団体に確認の上、必要な文言の修正や補足説明を付加している。

# (3) 法第37条第3項で複製等を行える主体の拡大

○ 現在、法第37条第3項により権利者の許諾を得ずに複製等を行える主体は、 視覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものとされており、これを受けた著作権法施行令第2条の1第1項では同項第1号で視覚障害者等のために情報を提供する施設を制限列挙するほか、同項第2号で文化庁長官による個別指定を行っている。このような政令指定に関する制度を見直し、障害当事者、 障害者団体、ボランティアグループ、社会福祉協議会等も、(長官による個別指定を行わなくとも)複製等を行えるようにすること。

#### 2. その他の要望

## (1) 法第37条の2で権利制限対象となる支分権の拡大

- 現在、法第37条の2では、同条第1号で音声を字幕等により複製し、又は自動公衆送信すること、同条第2号で貸出目的で映像に字幕等を付して複製することを認めているが、この対象を拡大し、例えば以下の行為について、専ら聴覚障害者等の用に供するため(受信者を障害者に限定した上で)権利者の許諾無く行えるようにすること。(詳細は別紙参照)
  - ①字幕等について放送・有線放送を行うこと
  - ② TV 番組について、映像に字幕等を付して複製し、当該字幕等付映像をCS放送又はIPTV等により聴覚障害者等である視聴者に放送又は自動公衆送信すること。

# (2) 災害時に対応した権利制限規定の導入

- 現在、我が国著作権法においては災害時に対応した権利制限規定は存在しないが、 災害時に障害者が報道等の災害情報によりアクセスしやすくするため、災害時において、著作物を障害者に利用可能な形式に変換して活用することを許容する規定を 著作権法に入れること。
- 字幕や手話、画面解説を付加した防災用の映像資料を障害者の防災知識の取得に 役立てられるように、(貸出目的に加えて上映目的の場合でも)映像に字幕等を入 れて複製することについて、権利者の許諾無く行えるようにすること。

また、障害者向けに作成された防災用映像資料について、これを地域の住民と一緒に視聴することとなった場合において、当該映像資料を作成する際に行われた複製について、権利者の許諾を不要とすること。

(以上)

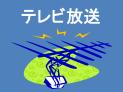
○障害者向けのテレビ番組の利用に関する要望事項\*2

法制・基本問題小委員会(第2回)において、障害者放送協議会が権利制限の対象とすることを要望していた障害者向けの放送について、事業内容を整理すると以下の2つとなる。

1. (映像を含まない) 字幕や解説音声等のみを放送・有線放送すること

### 障害者関係団体

放送番組の字幕、手話、解説音声等 (以下「字幕等」)を作成



•字幕等のみをCS放送やIPTV等を用いてリアルタイムで放送・自動公衆送信 ※受信には専用の受信設備・機器(CSアンテナ・光回線、受信機)が必要 ・受信機器の販売や利用契約において、受信者を障害者に限定するた めの措置を実施。



障害当事者

家庭

\_各家庭に設置された専用受信機によって、テレビ 放送が字幕等と画面上で合成されて放映される。

2. 映像に字幕等を付して複製し、自動公衆送信、放送・有線放送すること

#### 障害者関係団体

放送番組の字幕、手話、解説音声等 (以下「字幕等」)を作成し、<u>放送に係る影像と併せて複製</u>







字幕等付きの放送に係る影像をCS放送やIPTV等を用いて放送・自動公衆送信 ※受信には専用の受信設備・機器(CSアンテナ・光回線、受信機)が必要 ・受信機器の販売や利用契約において、受信者を障害者に限定するための 措置を実施。



障害当事者

家庭

<sup>\*2</sup> 障害者放送協議会の構成団体である特定非営利活動法人CS障害者放送統一機構より情報提供を受け作成